提案第25号

合併協定項目36 農林水産関係事業の取扱いについて

合併協定項目36 農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年4月9日始良西部合併協議会会 長 城光寺 俊和

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 農業振興地域整備計画については、新市において新たに農業振興地域 整備計画を策定する。新市農業振興地域整備計画が策定されるまでは、 現行のとおりとする。
- 2 農林業労働者災害共済事業については、合併までに調整する。
- 3 畜産振興関係事業については、合併までに調整し、新たな仕組みとして 再編する。
- 4 森林整備計画については、新市において新たに森林整備計画を策定する。新市森林整備計画が策定されるまでは、現行のとおりとする。
- 5 県費単独補助治山事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業 に伴う分担金の負担割合については、合併までに調整する。 ただし、合併前に採択された事業については、新市においても現在の負 担割合を引き継ぐ。
- 6 土地改良関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業に伴 う分担金の負担割合については、合併までに調整する。 ただし、合併前に採択された事業については、新市においても現在の負 担割合を引き継ぐ。
- 7 漁港関連施設の整備事業及び管理等については,現行のとおり新市に引き継ぐ。